

委員会運営規程

第1条 本規程は、公益社団法人芝法人会（以下「本会」という）委員会の運営について定める。

第2条 本会の目的を達成するために、次の委員会を設置し、理事会の諮問に応じ、それぞれの所管事項を審議する。

(1) 総合委員会

- 〔所管〕 ① 予算・決算の取りまとめに関すること
② 諸規程の整備・運用等、会の総務に関すること
③ 加入勧奨活動に関すること
④ その他会員維持活動の推進に関すること
⑤ 他の委員会に属さないこと

(2) 広報委員会

- 〔所管〕 ① 会内外に対する広報活動に関すること
② 法人会の知名度向上に関すること

(3) 公益事業委員会

- 〔所管〕 ① 公益事業に関すること
② その他公益活動の推進に関すること

(4) 共益事業委員会

- 〔所管〕 ① 福利厚生・共益事業に関すること
② 会員企業の経営強化及び交流事業に関すること
③ 収益事業の推進に関すること

2 委員会は、前項のほか、前項に関連する次の事項を審議する。

- (1) 理事会又は業務執行理事会への上程事項
(2) 委員会の事業報告及び収支報告
(3) 委員会の事業計画及び収支予算〔案〕
(4) その他、担当副会長が特に必要と認めた事項

3 本会の会長（以下「会長」という）が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、第1項に規定する委員会以外の特別な目的をもった委員会を随時設置し、又は解散することができる。

第3条 委員会には、本会の正会員の中から、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
(2) 副委員長 3名以内
(3) 委員 22名以内

- 第4条 委員長及び副委員長は、本会の理事の中から理事会において選任され、会長が委嘱する。
- 2 委員は、各地区から1名以上2名以内、各部会から1名以内、委員長が本会理事又は参事の中から2名以内を推薦し、理事会において選任され、会長が委嘱する。
- 3 前項の各地区から推薦される委員のうち1名は、各地区に所属する本会の理事又は参事の中から選出する。
- 第5条 委員の任期については、本会定款第22条を準用する。
- 第6条 委員は、委員会審議において職務上知り得た情報について、他に漏らしてはならない。
- 第7条 委員会は、担当副会長又は委員長が必要と認めたときに開催する。
- 2 会長又は常任委員数の3分の1以上が必要と認めたときは、委員長は委員会を開催しなければならない。
- 第8条 委員会の議事進行は、委員長が議長として行う。ただし、委員長欠席の場合は、担当副会長又は副委員長が代行する。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の合計数の過半の出席（委任状出席含む）によって成立する。
- 3 委員会の決議は、出席委員の意見を徹し慎重に協議のうえ、出席の委員長、副委員長及び各地区に各1個ずつ付与される議決権の合計数の過半の同意による。ただし、賛否同数のときは、議長が決する。
- 第9条 委員会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録署名人は、出席した委員長及び副委員長とし、前項の議事録に記名押印する。
- 第10条 委員長は、委員会でを行う諸事業及び会議の報告を、2ヶ月間毎に、所定の様式に記載して担当副会長に提出するものとする。
- 2 担当副会長は、前条の議事録及び前項を基にし、理事会において報告を行うものとする。
- 第11条 委員会の事務については、事務局が担当する。
- 2 事務局職員は、委員会その他の事務処理において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第12条 本規程に定めのない事項については、本会諸規程又は理事会の決議による。

第13条 本規程の改廃は、規程管理規程の規定に従う。

附 則

- 1 本規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 基準と改め、第3条2項を改正し、平成3年4月1日から施行する。
- 3 規則と改め、一部を改正し、平成11年4月23日から施行する。
- 4 本規則の一部を改正し、平成12年4月24日から施行する。
- 5 本規則の一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。
- 6 本規則の一部を改正し、平成18年12月19日から施行する。
- 7 規程と改め、一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 8 委員会の再編に伴い本規程を改正し、平成26年4月1日から施行する。